

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成29年3月9日

政策	通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案		
担当課	観光庁 観光産業課 観光資源課	担当課長名	西海 重和 蔵持 京治
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>&lt;法律案の名称&gt; 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案</p> <p>&lt;関連条項とその内容&gt;</p> <p>1. 通訳案内士法関係</p> <p>(1) 全国通訳案内士の試験科目の見直し及び全国通訳案内士に対する研修の受講の義務付け (通訳案内士法第6条第2項及び第30条関係)</p> <p>(2) 地域通訳案内士制度の創設 (通訳案内士法第53条から第60条まで関係)</p> <p>(3) 通訳案内士でない者による業務の制限の廃止 (改正前の通訳案内士法第36条の削除関係)</p> <p>2. 旅行業法関係</p> <p>(1) 旅行業務取扱管理者の選任の要件緩和 (旅行業法第11条の2第5項関係)</p> <p>(2) 旅行業務取扱管理者の研修受講の義務化 (旅行業法第11条の2第7項関係)</p> <p>(3) 地域限定旅行業務取扱管理者試験の創設 (旅行業法第11条の3第2項関係)</p> <p>(4) 旅行者等に対する書面の交付の義務化 (旅行業法第12条の5第3項及び第4項関係)</p> <p>(5) 旅行サービス手配業の登録制度の創設 (旅行業法第23条から第40条まで関係)</p> <p>② 規制の目的</p> <p>近年の訪日外国人旅行者の急増に鑑み、通訳案内士の都市部への集中や特定の言語への偏りの是正及びその量的な充足を図るとともに、長期滞在者やリピーターのニーズにも対応した地域独自の自然や文化を体験できる旅行商品の提供促進を図る。</p> <p>また、旅行者との取引により旅行の企画・手配を行ういわゆるランドオペレーターの不健全な業務実態に起因して旅行の安全や取引の公正を脅かす事案が発生している現状に鑑み、旅行商品の質を確保し、旅行者の保護を図るため、その業務の適正化を図る。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p>6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p>20 観光立国を推進する</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p>79 訪日外国人旅行者数</p> <p>80 訪日外国人旅行消費額</p> <p>81 地方部での外国人延べ宿泊者数</p> <p>82 外国人リピーター数</p> <p>83 日本人国内旅行消費額</p>		

- d 業績指標の目標値及び目標年度
  - 79 4000 万人（平成 32 年）
  - 80 8 兆円（平成 32 年）
  - 81 7000 万人泊（平成 32 年）
  - 82 2400 万人（平成 32 年）
  - 83 21 兆円（平成 32 年）
- e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標  
—

④ 規制の内容

1. 通訳案内士法関係

- (1) 全国通訳案内士の試験科目の見直し及び全国通訳案内士に対する研修の受講の義務付け<規制の強化・拡充及び規制の創設>

全国通訳案内士試験の科目に、緊急時対応等通訳案内の実務を追加することとするとともに、全国通訳案内士は、一定期間ごとに、観光庁長官の登録を受けた登録研修機関が実施する通訳案内に関する研修を受けなければならないこととする。

- (2) 地域通訳案内士制度の創設<規制の創設>

○資格要件等

市町村又は都道府県が実施する研修を修了した者は、地域通訳案内士となる資格を有することとする。また、資格を有する者が地域通訳案内士になるためには登録を受けなければならないこととする。

○名称表示に関する義務

地域通訳案内士は、その業務に関して地域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た計画区域を明示してするものとし、当該計画区域以外の区域を表示してはならないこととする。

○行為規制

地域通訳案内士には、登録証の提示、キックバック要求の禁止、通訳案内の強要禁止、登録証の貸与禁止等の行為規制を課すこととする。

○名称の使用制限

地域通訳案内士でない者は、地域通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならないこととする。

- (3) 通訳案内士でない者による業務の制限の廃止<規制の廃止>

全国通訳案内士又は地域通訳案内士でない者が、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること）を業として行うことができることとする。

2. 旅行業法関係

- (1) 旅行業務取扱管理者の選任の要件緩和<規制の緩和>

旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数ある場合において、当該複数の営業所が近接しているときとして国土交通省令で定めるときは、旅行業務取扱管理者は、その複数の営業所を通じて一人で足りる（ただし、当該旅行業務取扱管理者の事務負担が過重なものとなる場合その他の当該複数の営業所における旅行業務の適切な運営が確保されないおそれがある場合として国土交通省令で定める場合は、この限りではない。）こととする。

- (2) 旅行業務取扱管理者の研修受講の義務化<規制の創設>

旅行者及び旅行者代理業者は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならないこととする。

(3) 地域限定旅行業務取扱管理者試験の創設<規制の緩和>

旅行業務取扱管理者について、試験科目を簡素化した地域限定旅行業務取扱管理者試験を新たに創設し、旅行者又は旅行者代理業者は、本邦内の旅行のうち営業所の存在する市町村の区域その他の国土交通省令で定める地域内のもののみについて旅行業務を取り扱う営業所には、当該営業所の所在する地域に係る地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者を旅行業務取扱管理者として選任することができることとする。

(4) 旅行者等に対する書面の交付の義務化<規制の創設>

旅行者及び旅行者代理業者は、旅行業務に関し取引をする者と旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容等の事項を記載した書面の交付しなければならないこととする。

(5) 旅行サービス手配業の登録制度の創設<規制の創設>

○登録

旅行サービス手配業（報酬を得て、旅行業を営む者のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為（取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を行う事業）を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならないこととする。

○行為規制

旅行サービス手配業者に、以下の行為規制を課すこととする。

- ・ 営業所ごとに、一人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者等を選任して、当該営業所における旅行サービス手配業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせること
- ・ 旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付すること
- ・ 旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる等の行為をしてはならないこと

○その他

旅行者は、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、旅行サービス手配業に当たる行為を行うことができることとするとともに、当該行為を行う場合には旅行サービス手配業者と同様の書面交付義務を課すこととする。

⑤ 規制の必要性

A. 地域における旅行者の受入環境整備

(④ 1. 並びに 2. (1) 及び (3) 関係)

訪日外国人旅行者が急増する中、それを受け入れる環境が整っていない。(目標と現状のギャップ)

これは、

- ・通訳案内士は都市部に偏在するとともに、資格保有言語も英語への偏りがあり、絶対数が不足し、多様化するニーズに十分対応できていないが、これは通訳案内士でない者による通訳案内業務が制限されていることや特例的に研修による通訳案内士の確保を行える地域が特区等の一部地域に限定されていることが原因である。
- ・現行の通訳案内士について、災害発生時等の対応なども含む旅程管理等の幅広い知識を有する者が限られており、また、資格取得後も通訳案内士として従事しない者が多いが、これは、通訳案内試験に旅程管理等の通訳案内の実務に係る科目がないことや通訳案内士に対する定期研修受講が義務付けられていないなど、質を確保するスキームが不十分であることが原因である。
- ・長期滞在する外国人旅行者や増加するリピーターによる、地域独自の文化や産業の体験・交流などを重視した旅行商品（いわゆる地域体験・交流型旅行商品）に対するニーズにも十分に対応できていないが、これは地域の中小企業者においても旅行業務取扱管理者を事務所毎に確保する必要があること、地域限定で旅行業務取扱管理者として従事しようとする者においても他地域の地理等の情報を含む全国共通の試験に合格しなければならないことが原因である。（原因分析）

このため、

- ・多様な主体による通訳案内業務の実施を可能とするための通訳案内士の業務独占規制の廃止、自治体の計画策定・研修実施により資格取得が可能な地域通訳案内士制度の創設により、通訳ガイドの量を確保する必要がある。
- ・試験科目の見直しや通訳案内士に対する定期研修受講の義務付け等を実施することにより、通訳案内士の質の向上を図る必要がある。
- ・旅行業務取扱管理者の営業所への配置に関する規制を緩和し、地域を巡る旅行の促進を図る必要がある。（課題の特定）

よって、④1. 並びに2.（1）及び（3）の内容の措置を講じる。  
（＝規制の内容）

#### B. 旅行の安全及び取引の公正確保等

（①2.（2）、（4）及び（5）関係）

悪質な旅行サービス手配業者（いわゆるランドオペレーター）に旅行手配を丸投げすることにより旅行の安全性が低下する事案が発生するとともに、訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提としたお土産屋への連れ回し、高額な旅行商品購入の勧誘等の実態がある。（＝目標と現状のギャップ）

これは、現在、旅行サービス手配業者に係る法的な規制が存在せず、その実態の把握が困難であり、行政による指導が行き届かないことが原因である。また、口頭のみで取引を行うといった商慣習により、サービスの内容や手数料等の内容が旅行者等と取引の相手方との間で不明瞭となり、不備があった場合に帰責性の所在が不明確となっていること等も一因として挙げられる。（＝原因分析）

このため、ランドオペレーターに係る登録制度を整備するとともに、書面の交付の義務化等を行うことで、旅行の安全や取引の公正の確保を図る必要がある。（＝課題の特定）

よって、④2.（2）、（4）及び（5）の内容の措置を講じる。（＝規制の内容）

<p>想定される代替案</p>	<p>1. 通訳案内士法関係  (1) ~ (3) 通訳案内士制度を廃止する。</p> <p>2. 旅行業法関係  (1) 取引の合計額や事務所の近接如何に関わらず、旅行業務取扱管理者による複数の営業所兼任を認めることとする。  (2) 旅行業務取扱管理者について、研修の受講の努力義務を存置し、更なる受講の徹底を図ることとする。  (3) 地域限定旅行業務取扱管理者資格について、試験ではなく研修の修了により得ることができることとする。  (4) 旅行者等に対する書面の交付を努力義務とする。  (5) 旅行サービス手配業を届出で行えることとする。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>1. 通訳案内士法関係  (1) 全国通訳案内士の試験科目の見直し及び全国通訳案内士に対する研修の受講の義務付け  (2) 地域通訳案内士制度の創設  (3) 通訳案内士でない者による業務の制限の廃止  ① 当該規制案における費用の要素  a 遵守費用  (1) 全国通訳案内士に対して、一定期間ごとに定期研修を受講するための費用が発生する。また、全国通訳案内士の資格を得ようとする者に対して、新たに追加される試験科目の学習のための費用が発生する。  (2) 地域通訳案内士の資格を得ようとする者に対して、市町村又は都道府県が行う研修の受講に係る費用が発生する。  (3) 特になし。  b 行政費用  (1) 研修機関の登録事務に係る費用並びに研修受講記録の作成及び管理に係る費用が発生する。  (2) 研修機関の登録事務に係る費用並びに研修受講記録の作成及び管理に係る費用が発生する。  (3) 特になし。  c その他の社会的費用  (1) 特になし。  (2) 特になし。  (3) 特になし。  ② 代替案における費用の要素  a 遵守費用  特になし。  b 行政費用  特になし。  c その他の社会的費用  一定程度の水準を持った質の高い通訳ガイドを担保することができなくなるため、旅行者や旅行者等に対して通訳ガイドを選定するコストが発生する。</p> <p>2. 旅行業法関係  (1) 旅行業務取扱管理者の選任の要件緩和  ① 当該規制案における費用の要素  a 遵守費用  特になし。  b 行政費用  申請者が要件に適合しているかの確認に係る費用が発生する。  c その他の社会的費用</p>

	<p>特になし。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 特になし。</p> <p>b 行政費用 特になし。</p> <p>c その他の社会的費用 旅行業務取扱管理者が営業所を過度に兼務した場合、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するための必要な事項についての管理及び監督事務が不十分になる。</p> <p>(2) 旅行業務取扱管理者の研修受講の義務化</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 旅行業務取扱管理者に対して、旅行業協会等が実施する研修の受講に係る費用が発生する。</p> <p>b 行政費用 研修の実施に係る費用が発生する。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 自発的に研修を受講する旅行業務取扱管理者のみ、旅行業協会等が実施する研修の受講に係る費用が発生する。</p> <p>b 行政費用 研修の実施に係る費用が発生する。</p> <p>c その他の社会的費用 研修を受講しない旅行業務取扱管理者の知識が更新されないことにより旅行の安全及び旅行者の利便が確保されない事案が発生する。</p> <p>(3) 地域限定旅行業務取扱管理者試験の創設</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 旅行業務取扱管理者の確保に係る費用が発生する。(現在の費用より低下する。)</p> <p>b 行政費用 地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施及び研修に係る費用が発生する。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 旅行業務取扱管理者の確保に係る費用が発生する。(当該規制案の費用より低下する。)</p> <p>b 行政費用 地域限定旅行業務取扱管理者の研修に係る費用が発生する。</p> <p>c その他の社会的費用 旅行業務取扱管理者の実務に必要な旅行業法等の知識が試験により担保されなくなるため、旅行業務取扱管理者の質が下がり、確実性が求められる旅行の安全や旅行者の利便の確保が図られなくなる。</p> <p>(4) 旅行者等に対する書面の交付の義務化</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 旅行者等に対して、契約の際の書面の作成及び交付に係る費用が発生する。</li> <li>b 行政費用 特になし。</li> <li>c その他の社会的費用 特になし。</li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 自発的に書面を交付する旅行者等に対して、契約の際の書面の作成及び交付に係る費用が発生する。</li> <li>b 行政費用 特になし。</li> <li>c その他の社会的費用 書面の交付がないことで、サービスの内容や手数料等の内容が旅行者等と取引の相手方との間で不明瞭となり、不備があった際に帰責性の所在等の判断が困難となる。</li> </ul> <p>(5) 旅行サービス手配業の登録制度の創設</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 旅行サービス手配業を営もうとする者に対して、登録の申請に係る費用、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任等の適切な業務運営を確保するための体制整備等に係る費用が発生する。</li> <li>b 行政費用 旅行サービス手配業者の登録に係る審査等の事務手続き及び旅行サービス手配業務取扱管理者の研修の実施に係る費用が発生する。</li> <li>c その他の社会的費用 特になし。</li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 旅行サービス手配業を営もうとする者に対して、届出に係る費用、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任等の適切な業務運営を確保するための体制整備等に係る費用が発生する。</li> <li>b 行政費用 旅行サービス手配業の届出に係る事務手続き及び旅行サービス手配業務取扱管理者の研修の実施に係る費用が発生する。</li> <li>c その他の社会的費用 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任や研修を受けさせる等の義務について確実に履行できるだけの体制がない者も届出により事業が可能となるため、旅行の安全や旅行者の利便が確保されない事案が発生する。</li> </ul>
規制の便益	<p>1. 通訳案内士法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 全国通訳案内士の試験科目の見直し及び全国通訳案内士に対する研修の受講の義務付け</li> <li>(2) 地域通訳案内士制度の創設</li> <li>(3) 通訳案内士でない者による業務の制限の廃止</li> </ul> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 試験科目に緊急時対応等通訳案内の実務を追加するとともに、定期的な研修の受講を義務付けることで、全国通訳案内士の知識及び能力を担保、維持・向上させることができる。</li> <li>(2) また、現在特区等の特例により通訳案内士制度を設けることが出来る地域以外の地域においても、地域の持つ観光資源等の特性</li> </ul>

	<p>に応じた通訳ガイドの確保・育成が可能となる。</p> <p>(3) 幅広い主体による通訳ガイドが可能となり、訪日外国人旅行者に有償での観光案内を行うことが容易になるとともに、名称独占によって国による通訳ガイドの認定制度を設けることで、旅行者や旅行業者が通訳ガイドを選定する際の一助とすることができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素 大量の通訳ガイドを確保することができる。</p> <p>2. 旅行業法関係</p> <p>(1) 旅行業務取扱管理者の選任の要件緩和</p> <p>① 当該規制案における便益の要素 旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進される。</p> <p>② 代替案における便益の要素 旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進される。</p> <p>(2) 旅行業務取扱管理者の研修受講の義務化</p> <p>① 当該規制案における便益の要素 旅行業務取扱管理者の知識及び能力が維持向上されることにより、旅行業者の適切な業務運営を確保することができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素 研修を受講する一部の旅行業務取扱管理者については、知識及び能力が維持向上されることにより、旅行業者の適切な業務運営を確保することができる。</p> <p>(3) 地域限定旅行業務取扱管理者資格の創設</p> <p>① 当該規制案における便益の要素 旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進される。</p> <p>② 代替案における便益の要素 旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進される。(試験ではなく研修で足りるため、当該規制案より便益は大きい。)</p> <p>(4) 旅行業者等に対する書面の交付の義務化</p> <p>① 当該規制案における便益の要素 書面による確実な契約内容等の伝達によりトラブルを防止することで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素 書面の交付を行う一部の旅行業者等については、書面による確実な契約内容等の伝達によりトラブルを防止することで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができる。</p> <p>(5) 旅行サービス手配業の登録制度の創設</p> <p>① 当該規制案における便益の要素 旅行サービス手配業者について適正な管理を行うことで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素 旅行サービス手配業者について適正な管理を行うことで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができる。(当該規制案よりも旅行サービス手配業者の体制への担保の度合いは低い。)</p>
規制の効率性	1. 通訳案内士法関係



(費用と便益の関係の分析)

(1) ~ (3)

本規制案は、一定の費用が発生するものの、多様化するニーズへの対応と通訳案内士不足という課題に対応しつつ、通訳案内士については試験科目の追加や研修を義務付けることにより引き続き一定の水準をもった質の高い通訳ガイドのニーズに対応が可能となる。

一方、代替案については、制度廃止により費用は発生せず、大量の通訳ガイドの確保が可能となるが、一定程度の水準をもった質の高い通訳ガイドのニーズに応えられない。よって、本規制案を採用する方が効率的である。

## 2. 旅行業法関係

### (1) 旅行業務取扱管理者の選任の要件緩和

本規制案に比べ、代替案では旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから便益も大きくなると考えられるが、規制緩和の結果、旅行業務取扱管理者一人の管理能力を超えるような過度の兼務を行うことにより、旅行の安全及び旅行者の利便を確保することが困難となり、旅行者に不利益が生じる可能性が高まり、得られる便益以上に社会的費用が大きくなることから、本規制案を採用する方が効率的である。

### (2) 旅行業務取扱管理者の研修受講の義務化

本規制案においては、旅行者又は旅行者代理業者に対して、旅行業務取扱管理者に定期研修を受講させるための費用が発生し、行政に対しても、研修の実施に係る費用が発生することになるが、旅行者等の自主的な研鑽に任せていたがために道路運送法等の改正内容を旅行業務取扱管理者が正確に把握していなかったことが一因となり軽井沢スキーバス事故が発生した経緯を踏まえ、当該研修により全ての旅行者等が職務に関し必要な知識を有すること及び能力が向上することで、さらなる旅行の安全や旅行者の利便等が確保できるといった費用を上回る便益が生じる。

一方で、代替案においては、定期研修の受講を旅行者等の判断に委ねるため研修の規模も小さくなることから、研修の実施に係る費用は規制案よりも低くなる一方で、確実な便益の確保ができなくなる。よって、本規制案を採用する方が効率的である。

### (3) 地域限定旅行業務取扱管理者資格の創設

本規制案においては、試験の実施に係る費用等の行政費用等の発生により代替案よりも費用が大きくなるが、より小さい費用で旅行業務取扱管理者を確保できるため遵守費用が削減され、かつ規制緩和の結果、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進され、地域の観光消費額が増加するといった、新たに発生する費用を上回る便益が生じさせることができる。

また、旅行の安全や旅行者の利便に関しても、総合旅行業務取扱管理者や国内旅行業務取扱管理者と同様の試験を課すことによりこれを担保することができる。

一方で、代替案は、地域限定旅行業務取扱管理者の試験を得るためには、試験ではなく研修で足りるようになることから、旅行業を行おうとするホテルや旅館等にとっては旅行業務取扱管理者の確保が容易になる一方、試験による旅行業法等の旅行業務取扱管理者に必要な知識の担保が図られなくなるため、確実性が求められる旅行の安全や旅行者の利便の確保が十分に図られず、旅行者の安全が損なわれる事案が発生するおそれがある。

よって、本規制案を採用する方が効率的である。

### (4) 旅行者等に対する書面の交付の義務化

本規制案においては、旅行者等に対して、契約の際に書面の作成及

	<p>び交付に係る費用が発生するものの、書面による確実な契約内容等の伝達によりトラブルを防止することで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができるのと費用を上回る便益が生じる。</p> <p>一方で、代替案は、一律の書面による契約内容の伝達を義務づけるものではなく、確実性が求められる旅行の安全や旅行者の利便等の確保が十分に図られず、現に内容を相互に確認しないことによる手配漏れや、バス事業者に対する原価割れ運賃の提示等のトラブルが起きており、これらを未然に防止することが困難となる。</p> <p>よって、本規制案を採用する方が効率的である。</p> <p>(5) 旅行サービス手配業の登録制度の創設</p> <p>本規制案においては、旅行サービス手配業を営もうとする者に対して、登録の申請等に係る費用が発生するほか、行政に対しても、旅行サービス手配業者の登録に係る審査等の事務手続き等に係る費用が発生することになるが、これにより今まで法規制がなかった旅行サービス手配業者について適正な管理を実施できることになり、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができるといった費用を上回る便益を得ることができる。</p> <p>一方、代替案においては、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任や研修を受けさせる等の義務について確実に履行できるだけの体制がない者も届出により事業が可能となるため、確実性が求められる旅行の安全や旅行者の利便の確保が十分に図られず、旅行者の安全が損なわれる事案が発生するおそれがある。</p> <p>よって、本規制案を採用する方が効率的である。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>&lt;規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）&gt;</p> <p>訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、<u>通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。</u></p> <p>その際、<u>業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。</u></p> <p>&lt;「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」中間とりまとめ（平成 28 年 12 月 8 日）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（前略）通訳案内士について量的・質的拡大を図るために業務独占規制を廃止する規制緩和がなされ、その手配を行うランドオペレーターを通じて通訳案内を行う者の質の向上を図る必要があることも踏まえ、旅行者の安全確保に必要な範囲で、<u>例えば登録制など、事業者に対し的確に指導ができるような規制を新たなカテゴリーとして設けることとすべきである。</u></li> <li>・ 過度に厳しい規制を設けるとランドオペレーターが地下に潜り、制度そのものが機能しなくなる恐れがあることから、<u>旅行者の安全確保を最優先としつつ、必要とされる項目にできる限り絞った規制とすべきである。</u></li> </ul>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>附則第 25 条において、政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされていることから、この法律の施行後 5 年を分析対象期間とし、R I A 事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>本規制案は、近年急増する訪日外国人旅行者に対して通訳ガイドが不足している等の状況を踏まえつつ、通訳案内士及び旅行業務取扱管理者等に対して規制緩和を実施することで受入れ環境を整備し、もって「明日の日本を支える観光ビジョン」で示された訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人等の目標達成に資するとともに、旅行サービス手配業者への登録制度の創設や旅行者等への書面の交付の義務づけ等の規制強化により、更なる</p>

	旅行者の安全確保や取引の適正化を図るものであり、本規制案は有効である。
--	-------------------------------------